

第72号議案

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年12月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

消費税及び地方消費税の引上げ分を使用料・手数料等に適正に転嫁するとともに、行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>80円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、 <u>70円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(芦屋市手数料条例の一部改正)

第2条 芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1～4（略） 5 その他共通関係				別表（第2条関係） 1～4（略） 5 その他共通関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	道路の幅員に関する証明	道路幅員証明手数料	1件につき 360円				
2	災害又は救急に関する証明	災害又は救急に関する証明手数料	1件につき 300円	1	災害又は救急に関する証明	災害又は救急に関する証明手数料	1件につき 300円
3	文書受理に関する証明	文書受理に関する証明手数料	1件につき 300円	2	文書受理に関する証明	文書受理に関する証明手数料	1件につき 300円
4	その他市の事務に関する閲覧、写しの交付又は証明	その他市の事務に関する閲覧、写しの交付又は証明手数料	1件につき 300円	3	その他市の事務に関する閲覧又は証明	その他市の事務に関する閲覧又は証明手数料	1件につき 300円

（芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第3条 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和33年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料) 第4条 督促状を発したときは、1通につき <u>80円</u> の督促手数料を徴収する。	(督促手数料) 第4条 督促状を発したときは、1通につき <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。

(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正)

第4条 芦屋市立打出教育文化センター条例（平成2年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第6条関係） 会議室使用料金表						別表（第6条関係） 会議室使用料金表					
室名	広さ	収容人員	使用料金及び使用時間			室名	広さ	収容人員	使用料金及び使用時間		
			朝 午前9時 ～ 正午	昼 午後1時 ～ 午後5時	夜 午後6時 ～ 午後9時 30分				朝 午前9時 ～ 正午	昼 午後1時 ～ 午後5時	夜 午後6時 ～ 午後9時 30分
大会議室	135m ²	72人	円 4,370	円 5,090	円 5,700	大会議室	135m ²	72人	円 4,300	円 5,000	円 5,600
小会議室	50m ²	24	1,420	1,730	1,930	小会議室	50m ²	24	1,400	1,700	1,900
和室	18畳	18	2,240	2,540	2,850	和室	18畳	18	2,200	2,500	2,800
備考（略）						備考（略）					

(芦屋市立学校使用条例の一部改正)

第5条 芦屋市立学校使用条例(昭和27年芦屋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。				第5条 使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。			
種別	使用料			種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分		昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分
講堂				講堂			
A(精小, 宮小)	<u>3, 600円</u>	<u>4, 800円</u>	<u>8, 400円</u>	A(精小, 宮小)	<u>3, 000円</u>	<u>4, 000円</u>	<u>7, 000円</u>
B(その他の学校)	<u>2, 400円</u>	<u>3, 600円</u>	<u>6, 000円</u>	B(その他の学校)	<u>2, 000円</u>	<u>3, 000円</u>	<u>5, 000円</u>
遊戯室	<u>1, 800円</u>	<u>2, 400円</u>	<u>4, 200円</u>	遊戯室	<u>1, 500円</u>	<u>2, 000円</u>	<u>3, 500円</u>
教室その他の室	<u>1, 440円</u>	<u>2, 160円</u>	<u>3, 600円</u>	教室その他の室	<u>1, 200円</u>	<u>1, 800円</u>	<u>3, 000円</u>
1教室につき				1教室につき			
校庭	午前 <u>1, 200円</u>	<u>1, 800円</u>	<u>3, 000円</u>	校庭	午前 <u>1, 000円</u>	<u>1, 500円</u>	<u>2, 500円</u>
					午後 <u>1, 000円</u>		
2 (略)				2 (略)			

(芦屋市立公民館設置条例の一部改正)

第6条 芦屋市立公民館設置条例(昭和51年芦屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1(第7条関係) 公民館施設使用料金表					別表第1(第7条関係) 公民館施設使用料金表				
室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金			室名	収容人員 又は広さ	施設使用料金		
		朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～ 午後9時3 0分			朝 午前9時～正 午	昼 午後1時～午 後5時	夜 午後6時～ 午後9時3 0分
	人	円	円	円		人	円	円	円
113室	20	<u>1,420</u>	<u>1,830</u>	<u>2,030</u>	113室	20	<u>1,400</u>	<u>1,800</u>	<u>2,000</u>
114室	30	<u>2,950</u>	<u>3,460</u>	<u>3,760</u>	114室	30	<u>2,900</u>	<u>3,400</u>	<u>3,700</u>
115室	10	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	115室	10	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>
116多目的 室	35 (75)	<u>3,970</u>	<u>4,680</u>	<u>5,290</u>	116多目的 室	35 (75)	<u>3,900</u>	<u>4,600</u>	<u>5,200</u>
211室	20	<u>1,420</u>	<u>1,830</u>	<u>2,030</u>	211室	20	<u>1,400</u>	<u>1,800</u>	<u>2,000</u>
212室	15	<u>1,120</u>	<u>1,320</u>	<u>1,730</u>	212室	15	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>
213幼児室	25	<u>1,730</u>	<u>1,930</u>	<u>2,340</u>	213幼児室	25	<u>1,700</u>	<u>1,900</u>	<u>2,300</u>
214料理室	30	<u>4,170</u>	<u>4,880</u>	<u>5,600</u>	214料理室	30	<u>4,100</u>	<u>4,800</u>	<u>5,500</u>
215美術室	30	<u>3,150</u>	<u>3,660</u>	<u>4,170</u>	215美術室	30	<u>3,100</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>

改正後				
216工芸室	15	<u>1,620</u>	<u>1,930</u>	<u>2,240</u>
217室	30	<u>2,540</u>	<u>2,950</u>	<u>3,150</u>
218講義室	60	<u>3,050</u>	<u>3,560</u>	<u>3,760</u>
219音楽室	60 (140)	<u>8,750</u>	<u>10,380</u>	<u>11,810</u>
219音楽室 控室	8	500	<u>610</u>	<u>710</u>
220和室	16	<u>1,620</u>	<u>1,930</u>	<u>2,240</u>
展示場	91m ²	<u>6,310</u>	<u>7,330</u>	<u>7,330</u>

備考 (略)

別表第2 (第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3,050</u>	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>810</u>	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	<u>810</u>	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>810</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>810</u>	CD デッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	<u>1,830</u>	
	指揮台	1台	<u>610</u>	
	譜面台	1組	<u>610</u>	(1組15本)

改正前				
216工芸室	15	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>
217室	30	<u>2,500</u>	<u>2,900</u>	<u>3,100</u>
218講義室	60	<u>3,000</u>	<u>3,500</u>	<u>3,700</u>
219音楽室	60 (140)	<u>8,600</u>	<u>10,200</u>	<u>11,600</u>
219音楽室 控室	8	500	<u>600</u>	<u>700</u>
220和室	16	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>
展示場	91m ²	<u>6,200</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>

備考 (略)

別表第2 (第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	<u>3,000</u>	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	<u>800</u>	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	<u>800</u>	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>800</u>	
	テープレコーダー	1台	<u>800</u>	CD デッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	<u>1,800</u>	
	指揮台	1台	<u>600</u>	
	譜面台	1組	<u>600</u>	(1組15本)

改正後				改正前					
美術・工芸関係	イーゼル	1組	<u>810</u>	画板付(1組15本)	美術・工芸関係	イーゼル	1組	<u>800</u>	画板付(1組15本)
	モデル台	1式	<u>810</u>		モデル台	1式	<u>800</u>		
	陶芸窯	1式	<u>1,830</u>		陶芸窯	1式	<u>1,800</u>		
	電動式ろくろ	1組	<u>810</u>		電動式ろくろ	1組	<u>800</u>		
	スポットライト	1台	<u>610</u>		スポットライト	1台	<u>600</u>	美術室に限る。	
その他	ロッカー	1区分	<u>910</u>	その他	ロッカー	1区分	<u>900</u>		
	スチール棚	1区分	<u>1,220</u>		スチール棚	1区分	<u>1,200</u>		
	パーソナルコンピュータ	(略)			パーソナルコンピュータ	(略)			
備考 (略)				備考 (略)					

(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和47年芦屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1(第10条関係) 体育館・青少年センター使用料金表	別表第1(第10条関係) 体育館・青少年センター使用料金表

改正後					改正前				
1 専用使用					1 専用使用				
区分	午前	午後		夜間	区分	午前	午後		夜間
室名	午前9時から 午前11時5 0分まで	正午から午後 2時50分ま で	午後3時から 午後5時50 分まで	午後6時から 午後8時50 分まで	室名	午前9時から 午前11時5 0分まで	正午から午後 2時50分ま で	午後3時から 午後5時50 分まで	午後6時から 午後8時50 分まで
競技場	円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480	競技場	円 10,200	円 10,200	円 10,200	円 20,400
剣道場	2,040	2,040	2,040	5,040	剣道場	1,700	1,700	1,700	4,200
柔道場	2,040	2,040	2,040	5,040	柔道場	1,700	1,700	1,700	4,200
弓道場	弓道使 用	2,040	2,040	5,040	弓道場	弓道使 用	1,700	1,700	4,200
	その他 使用	3,120	3,120	7,320		その他 使用	2,600	2,600	6,100
控え室	1,680	1,680	1,680	2,640	控え室	1,400	1,400	1,400	2,200
多目的室(1)	720	720	720	1,320	多目的室(1)	600	600	600	1,100
多目的室(2)	1,440	1,440	1,440	2,160	多目的室(2)	1,200	1,200	1,200	1,800
多目的室(3)	2,400	2,400	2,400	4,080	多目的室(3)	2,000	2,000	2,000	3,400
大会議室	2,400	2,400	2,400	4,080	大会議室	2,000	2,000	2,000	3,400
第1会議室	840	840	840	1,560	第1会議室	700	700	700	1,300
第2会議室	720	720	720	1,320	第2会議室	600	600	600	1,100
第1研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	第1研修室	1,300	1,300	1,300	2,000
第2研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	第2研修室	1,300	1,300	1,300	2,000
音楽室	2,160	2,160	2,160	3,000	音楽室	1,800	1,800	1,800	2,500
多目的研修室	960	960	960	1,800	多目的研修室	800	800	800	1,500

改正後			改正前		
2 一般使用			2 一般使用		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
トレーニング室	1回 360円 回数券(11枚綴り) 3,600円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とする。	トレーニング室	1回 300円 回数券(11枚綴り) 3,000円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とする。
備考 (略)			備考		
1～5 (略)			1～5 (略)		
6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。			6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(100円未満切上げ)とする。		
別表第2(第10条の2関係)			別表第2(第10条の2関係)		
附属設備等使用料金表			附属設備等使用料金表		
品名	単位	使用料金 円	品名	単位	使用料金 円
アリーナ放送設備	一式	1,010	アリーナ放送設備	一式	1,000
アリーナ空調設備	一式	710	アリーナ空調設備	一式	700
調理台	1台	500	調理台	1台	500
更衣ロッカー	1台	100	更衣ロッカー	1台	100
物品ロッカー(大)	1台	2,030	物品ロッカー(大)	1台	2,000
物品ロッカー(小)	1台	1,010	物品ロッカー(小)	1台	1,000
備考 (略)			備考 (略)		

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正)

第8条 芦屋市谷崎潤一郎記念館条例（昭和63年芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
区分	観覧料（1人につき）			区分	観覧料（1人につき）		
	常設展示		特別展示		常設展示		特別展示
	個人	団体	1,010円の範		個人	団体	1,000円の範
一般	300円	240円	囲内において教育	一般	300円	240円	囲内において教育
大学生・高校生	200円	160円	委員会がその都度 定める額	大学生・高校生	200円	160円	委員会がその都度 定める額
備考（略）				備考（略）			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区分	特別観覧料（1点1日につき）			区分	特別観覧料（1点1日につき）		
熟覧	(略)			熟覧	(略)		
模写、模造等	(略)			模写、模造等	(略)		
撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円	撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円			出版等の収入が伴う場合	1,000円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円		カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円			出版等の収入が伴う場合	2,000円

改正後			改正前		
別表第3（第7条関係）			別表第3（第7条関係）		
区分	貸出料（1件につき）		区分	貸出料（1件につき）	
館外貸出し	10,180円の範囲内において教育委員会 がその都度定める額		館外貸出し	10,000円の範囲内において教育委員会 がその都度定める額	
別表第4（第8条関係）			別表第4（第8条関係）		
区分	使用料		区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1,420円	講義室	午前9時～正午	1,400円
	午後1時～午後5時	1,830円		午後1時～午後5時	1,800円

（芦屋市立美術博物館条例の一部改正）

第9条 芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
区分	常設展示観覧料 （1人につき）		特別展示観覧料（1人につき）	区分	常設展示観覧料 （1人につき）		特別展示観覧料（1人につき）
	個人	団体			個人	団体	
一般	300円	240円	2,030円の範囲内において教育委員会 がその都度定める額	一般	300円	240円	2,000円の範囲内において教育委員会 がその都度定める額
大学生・高校生	200円	160円		大学生・高校生	200円	160円	
備考（略）				備考（略）			

改正後				改正前			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
		特別観覧料（1点1日につき）				特別観覧料（1点1日につき）	
熟覧		（略）		熟覧		（略）	
模写，模造等		（略）		模写，模造等		（略）	
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円	撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円			出版等の収入が伴う場合	1,000円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円		カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円			出版等の収入が伴う場合	2,000円
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで		午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで
講義室	2,850円	4,370円	7,230円	講義室	2,800円	4,300円	7,100円
体験学習室	4,170円	6,820円	11,000円	体験学習室	4,100円	6,700円	10,800円

（芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正）

第10条 芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第16条関係） 1 廃棄物処理手数料				別表（第16条関係） 1 廃棄物処理手数料					
種別	取扱区分		金額（円）	種別	取扱区分		金額（円）		
事業者等が一般廃棄物及び特定の産業廃棄物を処理施設へ搬入する場合	10キログラムを超え100キログラムまで		<u>1,080</u>	事業者等が一般廃棄物及び特定の産業廃棄物を処理施設へ搬入する場合	10キログラムを超え100キログラムまで		<u>900</u>		
	100キログラムを超える場合は、その超える100キログラムまでごとに右の金額を加算する。				100キログラムを超える場合は、その超える100キログラムまでごとに右の金額を加算する。				
事業活動に伴う一般廃棄物を運搬用パイプラインで収集及び処分する場合				事業活動に伴う一般廃棄物を運搬用パイプラインで収集及び処分する場合					
事業活動に伴う仮設便所のし尿を収集する場合	1回当たり600リットルにつき（端数は、600リットルの割合で計算する。）		<u>20,370</u>	事業活動に伴う仮設便所のし尿を収集する場合	1回当たり600リットルにつき（端数は、600リットルの割合で計算する。）		<u>20,000</u>		
動物の死体の処理を行う場合	犬，猫，小鳥	1体 大型犬等	<u>3,050</u>	動物の死体の処理を行う場合	犬，猫，小鳥	1体 大型犬等	<u>3,000</u>		
		その他これらに類する小動き物に限る。	中型犬等			<u>2,540</u>	その他これらに類する小動き物に限る。	中型犬等	<u>2,500</u>
			小型犬等			<u>2,030</u>		小型犬等	<u>2,000</u>
備考（略）				備考（略）					
2 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料（再商品化処理に係る費用を納付したものに限る。）				2 特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料（再商品化処理に係る費用を納付したものに限る。）					
取扱区分	種別		金額（円）	取扱区分	種別		金額（円）		
市が収集する場合	冷蔵庫，冷凍庫		<u>7,020</u>	市が収集する場合	冷蔵庫，冷凍庫		<u>6,900</u>		
	エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機		<u>6,410</u>		エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機		<u>6,300</u>		
	テレビジョン受信機		<u>4,270</u>		テレビジョン受信機		<u>4,200</u>		

改正後			改正前		
市の施設に搬入する場合	冷蔵庫，冷凍庫，エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機	5, 190	市の施設に搬入する場合	冷蔵庫，冷凍庫，エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機	5, 100
	テレビジョン受信機	3, 660		テレビジョン受信機	3, 600
3 (略)			3 (略)		
4 植木の剪定廃棄物処理手数料			4 植木の剪定廃棄物処理手数料		
番号	品目	金額 (円)	番号	品目	金額 (円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	6, 000	1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	5, 000
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	3, 600	2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	3, 000
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	1, 800	3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	1, 500
5 一時多量ごみ処理手数料			5 一時多量ごみ処理手数料		
番号	品目	金額 (円)	番号	品目	金額 (円)
1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	14, 400	1	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の2を超えるもの	12, 000
2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	9, 600	2	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1を超え3分の2以下のもの	8, 000
3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	4, 800	3	2トン運搬車1台につき荷台容積の3分の1以下のもの	4, 000

(芦屋市民会館条例の一部改正)

第11条 芦屋市民会館条例(昭和38年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表						別表第1（第7条関係） 市民会館施設使用料金表					
室名		収容人員又は広さ	施設使用料金			室名		収容人員又は広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30分				朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30分
大ホール	平日	人 662 (700)	円 36,660	円 46,440	円 55,000	大ホール	平日	人 662 (700)	円 36,000	円 45,600	円 54,000
	土日休		41,550	51,330	58,660		土日休		40,800	50,400	57,600
小ホール	平日	150	9,160	10,380	11,610	小ホール	平日	150	9,000	10,200	11,400
	土日休		9,770	11,610	13,440		土日休		9,600	11,400	13,200
大楽屋		30	2,340	2,850	3,050	大楽屋		30	2,300	2,800	3,000
中楽屋		20	1,830	2,030	2,240	中楽屋		20	1,800	2,000	2,200
下手楽屋		15	1,120	1,320	1,420	下手楽屋		15	1,100	1,300	1,400
小楽屋		10	1,010	1,120	1,220	小楽屋		10	1,000	1,100	1,200
上手楽屋		15	1,120	1,320	1,420	上手楽屋		15	1,100	1,300	1,400
101室		25	1,420	1,830	2,030	101室		25	1,400	1,800	2,000
102室		20	1,220	1,320	1,520	102室		20	1,200	1,300	1,500
201室		25	1,420	1,830	2,030	201室		25	1,400	1,800	2,000
202室		25	1,420	1,830	2,030	202室		25	1,400	1,800	2,000
203室		40 (60)	3,660	4,270	4,680	203室		40 (60)	3,600	4,200	4,600

改正後					改正前				
204室	20	1,320	1,420	1,730	204室	20	1,300	1,400	1,700
205室	20	1,320	1,420	1,730	205室	20	1,300	1,400	1,700
206室	15	1,010	1,120	1,220	206室	15	1,000	1,100	1,200
207室	10	710	810	1,010	207室	10	700	800	1,000
208室	8	810	910	1,010	208室	8	800	900	1,000
301室	60 (160)	5,600	6,620	7,330	301室	60 (160)	5,500	6,500	7,200
302室	20	1,320	1,420	1,730	302室	20	1,300	1,400	1,700
303A室	20	1,320	1,420	1,730	303A室	20	1,300	1,400	1,700
303B室	15	1,320	1,420	1,730	303B室	15	1,300	1,400	1,700
304室	15	1,010	1,120	1,220	304室	15	1,000	1,100	1,200
401室	100 (200)	7,120	8,350	9,570	401室	100 (200)	7,000	8,200	9,400
403室	25	1,420	1,830	2,030	403室	25	1,400	1,800	2,000
多目的ホール	196m ²	6,310	7,330	7,330	多目的ホール	196m ²	6,200	7,200	7,200

備考 (略)

別表第3 (第7条の2関係)
附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4,270	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6,110	
		所作台	1式	7,940	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,270	箱足を含む。
		屏風	1双	3,050	

備考 (略)

別表第3 (第7条の2関係)
附属設備等使用料金表

場所	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
大ホール	舞台装置	せりピット	1式	4,200	固定使用の場合を除く。
		反響板	1式	6,000	
		所作台	1式	7,800	化粧かまちを含む。
		平台	1式	4,200	箱足を含む。
		屏風	1双	3,000	

改正後				改正前			
		ひ毛せん	1式	2,440	赤座布団・赤布を含む。		
		指揮台	1台	810	指揮者用・譜面台を含む。		
		演台	1台	610	司会台を含む。		
楽器		スタインウェイD型ピアノ	1台	15,880			
		ヤマハCFピアノ	1台	7,940			
音響装置		音響装置	1式	1,830			
		エレベーターマイク	1本	1,830	中央, 下手		
		クロホン					
		マイクロホン	1本	1,830			
		ワイヤレスマイク	1本	2,440	電池代を含む。		
		クロホン					
		カセットテープレコーダー	1台	1,830	消耗品を除く。		
		CDデッキ	1台	1,830	消耗品を除く。		
		ステージスピーカー	1式	1,830			
		モニタースピーカー	1台	810			
照明装置		シーリングライト	1式	1,830			
		ボーダーライト	1列	1,830			
		サスペンションライト	1列	1,830			
		水平ライト	1列	1,830	アッパー, ロアー各1列		
		サイドフロントライト	1式	1,830			
		ひ毛せん	1式	2,400	赤座布団・赤布を含む。		
		指揮台	1台	800	指揮者用・譜面台を含む。		
		演台	1台	600	司会台を含む。		
楽器		スタインウェイD型ピアノ	1台	15,600			
		ヤマハCFピアノ	1台	7,800			
音響装置		音響装置	1式	1,800			
		エレベーターマイク	1本	1,800	中央, 下手		
		クロホン					
		マイクロホン	1本	1,800			
		ワイヤレスマイク	1本	2,400	電池代を含む。		
		クロホン					
		カセットテープレコーダー	1台	1,800	消耗品を除く。		
		CDデッキ	1台	1,800	消耗品を除く。		
		ステージスピーカー	1式	1,800			
		モニタースピーカー	1台	800			
照明装置		シーリングライト	1式	1,800			
		ボーダーライト	1列	1,800			
		サスペンションライト	1列	1,800			
		水平ライト	1列	1,800	アッパー, ロアー各1列		
		サイドフロントライト	1式	1,800			

改正後				改正前			
		トーマンタルライト	1式	1,830			
		バックギャラリートライト	1式	3,050			
		センターピンスポットライト	1台	1,830			
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,830			
		エフェクトマシン	1台	1,830	4台		
		スポットライト 1KW以下	1台	810			移動器具を含む。
		スポットライト 1.5KW以下	1台	1,010			移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	1,010			
		ミラーボール	1台	1,830			
		スモークマシン	1台	4,270			スモッグ液を含む。
映写装置		35m/m映写機	1式	9,770			クセノンランプ、スクリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	6,110			クセノンランプ、スクリーンを含む。
		液晶プロジェクター	1式	3,050			スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	810			
その他	浴室	1室	1,830				
小ホール装置	舞台	平台	1式	2,440	一式12枚		
	舞台	演台	1台	610			司会台を含む。
		トーマンタルライト	1式	1,800			
		バックギャラリートライト	1式	3,000			
		センターピンスポットライト	1台	1,800			
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,800			
		エフェクトマシン	1台	1,800	4台		
		スポットライト 1KW以下	1台	800			移動器具を含む。
		スポットライト 1.5KW以下	1台	1,000			移動器具を含む。
		ソースフォー	1台	1,000			
		ミラーボール	1台	1,800			
		スモークマシン	1台	4,200			スモッグ液を含む。
映写装置		35m/m映写機	1式	9,600			クセノンランプ、スクリーンを含む。
		16m/m映写機	1式	6,000			クセノンランプ、スクリーンを含む。
		液晶プロジェクター	1式	3,000			スクリーンを含む。
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	800			
その他	浴室	1室	1,800				
小ホール装置	舞台	平台	1式	2,400	一式12枚		
	舞台	演台	1台	600			司会台を含む。

改正後					改正前					
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,880		楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,800	
	照明装置	スポットライト	1式	1,830		照明装置	スポットライト	1式	1,800	
		増設ライト	1台	810		増設ライト	1台	800		
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,000	スクリーンを含む。
	音響装置	マイクロホン	1本	1,220		音響装置	マイクロホン	1本	1,200	
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,220		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200		
		テープレコーダー	1台	1,220		テープレコーダー	1台	1,200		
音響装置		1式	1,830		音響装置	1式	1,800			
本館 茶道具	茶用道具	1式	1,830	釜・水指・建水・炭道具・棚等	本館 茶道具	茶用道具	1式	1,800	釜・水指・建水・炭道具・棚等	
	御園棚	1式	3,050		御園棚	1式	3,000			
	毛せん	1式	810		毛せん	1式	800			
映写装置	液晶プロジェクター	1式	3,050	スクリーンを含む。	映写装置	液晶プロジェクター	1式	3,000	スクリーンを含む。	
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	810	モニターテレビを含む。	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	800	モニターテレビを含む。		
音響装置	マイクロホン	1本	810		音響装置	マイクロホン	1本	800		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810		ワイヤレスマイクロホン	1本	800			
	テープレコーダー	1台	810	CD デッキ等を含む。	テープレコーダー	1台	800	CD デッキ等を含む。		
その他	金屏風	1双	2,440		その他	金屏風	1双	2,400		
	展示パネル	1式	2,440	301室・多目的ホールで使用する場合の組立経費は含	展示パネル	1式	2,400	301室・多目的ホールで使用する場合の組立経費は含		

改正後					改正前				
				まない。				まない。	
		所作台	1式	4,880			所作台	1式	4,800
		パーソナルコンピ ュータ	(略)				パーソナルコンピ ュータ	(略)	
備考 1・2 (略) 3 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の 端数を生じたときは、これを切り上げる。 4 (略)					備考 1・2 (略) 3 (略)				

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例(昭和40年芦屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第2(第9条関係) 地区集会所施設使用料金表								別表第2(第9条関係) 地区集会所施設使用料金表							
施設名	室名	広さ	収容 人員	施設使用料金				施設名	室名	広さ	収容 人員	施設使用料金			
				朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30 分	深夜 午後11時 ～翌日午前 8時					朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30 分	深夜 午後11時 ～翌日午前 8時

改正後							改正前								
			人	円	円	円				人	円	円	円	円	
打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	打出集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	20m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	35m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>		洋室(C)	35m ²	22	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>
	洋室(D)	24m ²	14	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—		洋室(D)	24m ²	14	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	—
翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	32m ²	20	<u>1,120</u>	<u>1,220</u>	<u>1,420</u>	<u>2,850</u>		洋室(B)	32m ²	20	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>1,400</u>	<u>2,800</u>
	洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(C)	18m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(D)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(D)	21m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
竹園集会所	洋室(A)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—	竹園集会所	洋室(A)	19m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(B)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	18m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	34m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>		洋室(C)	34m ²	22	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>
	洋室(D)	42m ²	26	<u>1,420</u>	<u>1,730</u>	<u>2,030</u>	<u>4,070</u>		洋室(D)	42m ²	26	<u>1,400</u>	<u>1,700</u>	<u>2,000</u>	<u>4,000</u>
前田集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	前田集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	19m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(C)	19m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(D)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(D)	30m ²	18	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	21m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>2,030</u>		洋室(C)	18m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>
	洋室(D)	16m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,620</u>		洋室(D)	16m ²	10	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,600</u>
	和室(A)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		和室(A)	6畳	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	和室(B)	6畳	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		和室(B)	6畳	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
春日集会所	洋室(A)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—	春日集会所	洋室(A)	21m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(B)	64m ²	40	<u>2,240</u>	<u>2,540</u>	<u>2,950</u>	—		洋室(B)	64m ²	40	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>2,900</u>	—
	洋室(C)	15m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—		洋室(C)	15m ²	10	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	—
	洋室(D)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(D)	19m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(E)	35m ²	22	<u>1,220</u>	<u>1,520</u>	<u>1,830</u>	<u>3,660</u>		洋室(E)	35m ²	22	<u>1,200</u>	<u>1,500</u>	<u>1,800</u>	<u>3,600</u>

改正後								改正前							
潮見集会所	洋室(A)	23m ²	14	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—	潮見集会所	洋室(A)	23m ²	14	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	—
	洋室(B)	62m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—		洋室(B)	62m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(C)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(C)	20m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(D)	26m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(D)	26m ²	16	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
	洋室(E)	30m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(E)	30m ²	18	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
	洋室(F)	20m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(F)	20m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	浜風集会所	洋室(A)	62m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	21m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	25m ²	14	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(C)	25m ²	14	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
	洋室(D)	15m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—		洋室(D)	15m ²	10	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	—
	洋室(E)	13m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—		洋室(E)	13m ²	10	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	—
奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	<u>5,700</u>	奥池集会所	洋室(A)	58m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	<u>5,600</u>
	洋室(B)	17m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>2,030</u>		洋室(B)	17m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,000</u>
西藏集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	西藏集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	26m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—		洋室(B)	26m ²	16	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	—
	洋室(C)	27m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(C)	27m ²	16	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
	和室	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—		和室	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—
大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	—	大原集会所	洋室(A)	29m ²	18	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	—
	洋室(B)	62m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—		洋室(B)	62m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(C)	22m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(C)	22m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(D)	16m ²	10	<u>610</u>	<u>710</u>	<u>810</u>	—		洋室(D)	16m ²	10	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	—
	洋室(E)	52m ²	32	<u>1,730</u>	<u>1,930</u>	<u>2,240</u>	<u>4,480</u>		洋室(E)	52m ²	32	<u>1,700</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>4,400</u>
茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,030</u>	<u>2,440</u>	<u>2,850</u>	—	茶屋集会所	洋室(A)	60m ²	38	<u>2,000</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	—
	洋室(B)	19m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	19m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(C)	18m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(C)	18m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(D)	26m ²	16	<u>810</u>	<u>1,010</u>	<u>1,120</u>	<u>2,240</u>		洋室(D)	26m ²	16	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>
三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—	三条集会所	洋室(A)	17m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—
	洋室(B)	21m ²	12	<u>710</u>	<u>810</u>	<u>1,010</u>	—		洋室(B)	21m ²	12	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	—

改正後								改正前							
	洋室(C)	42m ²	26	1,420	1,730	2,030	4,070		洋室(C)	42m ²	26	1,400	1,700	2,000	4,000
	洋室(D)	44m ²	26	1,420	1,730	2,030	—		洋室(D)	44m ²	26	1,400	1,700	2,000	—
備考 (略)								備考 (略)							

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第9条関係） 施設使用料金表						別表（第9条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ	収容人員	施設使用料金			室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時				午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室 A	17m ²	12人	600円	480円	480円	会議室 A	17m ²	12人	500円	400円	400円
会議室 B	17m ²	12人	600円	480円	480円	会議室 B	17m ²	12人	500円	400円	400円
会議室 C	50m ²	32人(50人)	1,560円	1,320円	1,320円	会議室 C	50m ²	32人(50人)	1,300円	1,100円	1,100円
会議室 D	46m ²	28人(48人)	1,440円	1,200円	1,200円	会議室 D	46m ²	28人(48人)	1,200円	1,000円	1,000円
多目的室	6m ²	4人	360円	240円	240円	多目的室	6m ²	4人	300円	200円	200円
オープンスペース 1	84m ²	50人	4,200円	3,360円	3,360円	オープンスペース 1	84m ²	50人	3,500円	2,800円	2,800円
オープンスペース 2	35m ²	20人	1,080円	960円	960円	オープンスペース 2	35m ²	20人	900円	800円	800円

改正後	改正前
備考 (略)	備考 (略)

(芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第1（第11条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター										別表第1（第11条関係） 施設使用料金表 1 国際交流センター									
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）							室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）						
			朝		昼		夜						朝		昼		夜		
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時				午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後6時
多 目 的 室	201	79	多目的室 (180)	48	2,440	1,420	1,420	3,150	多 目 的 室	201	79	多目的室 (180)	48	2,400	1,400	1,400	3,100		
	202	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150	多 目 的 室	202	79		48	2,400	1,400	1,400	3,100		
	203	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150	多 目 的 室	203	79		48	2,400	1,400	1,400	3,100		

改正後						
204室	72	44	2,240	1,320	1,320	2,950
205室	43	26	1,320	810	810	1,730
206調理・試食室	78	30	4,170	2,440	2,440	6,000

2 潮芦屋集会所

室名	広さ	収容人員 (人)	施設使用料金 (円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
101室	52m ²	32	1,730	1,930	2,240
102室	35m ²	22	1,220	1,520	1,830
103室	17m ²	12	710	810	1,010
104和室	8畳	16	1,010	1,120	1,220

3 屋外交流広場

区分	施設使用料金 (円)					
	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
	屋外交流広場	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
テニスコートA						
テニスコートB	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
テニスコートC	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

備考
 1 (略)
 2 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端

改正前						
204室	72	44	2,200	1,300	1,300	2,900
205室	43	26	1,300	800	800	1,700
206調理・試食室	78	30	4,100	2,400	2,400	5,900

2 潮芦屋集会所

室名	広さ	収容人員 (人)	施設使用料金 (円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分
101室	52m ²	32	1,700	1,900	2,200
102室	35m ²	22	1,200	1,500	1,800
103室	17m ²	12	700	800	1,000
104和室	8畳	16	1,000	1,100	1,200

3 屋外交流広場

区分	施設使用料金 (円)					
	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
	屋外交流広場	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
テニスコートA						
テニスコートB	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
テニスコートC	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

備考
 1 (略)

改正後					改正前				
数を生じたときは、これを切り上げる。 <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)					<u>2</u> (略) <u>3</u> (略)				
別表第2 (第12条関係) 附属設備等使用料金表					別表第2 (第12条関係) 附属設備等使用料金表				
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1式	<u>2,030</u>	スクリーンを含む。	映写	液晶プロジェクター	1式	<u>2,000</u>	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	<u>1,010</u>	モニターテレビを含む。		ブルーレイディスクプレーヤー	1台	<u>1,000</u>	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1式	<u>1,830</u>	マイクを含む。	音響	多目的室音響装置	1式	<u>1,800</u>	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	<u>1,010</u>	マイクを含む。		204室・205室音響装置	1式	<u>1,000</u>	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>810</u>			多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>800</u>	
	CDデッキ	1台	<u>810</u>			CDデッキ	1台	<u>800</u>	
(略)					(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成24年芦屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第10条関係） 施設使用料金表						別表（第10条関係） 施設使用料金表					
室名	広さ (㎡)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (㎡)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時				午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
小会議室	(略)					小会議室	(略)				
大会議室 1	62	45 (66)	1,620	1,320	1,320	大会議室 1	62	45 (66)	1,600	1,300	1,300
大会議室 2	50	30 (54)	1,320	1,120	1,120	大会議室 2	50	30 (54)	1,300	1,100	1,100
備考 (略)						備考 (略)					

（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正）

第16条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園		別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園	

改正後		改正前	
区分	預かり保育料	区分	預かり保育料
春季, 夏季及び冬季の休業日	日額 <u>900円</u>	春季, 夏季及び冬季の休業日	日額 <u>800円</u>
上記以外の日	日額 <u>450円</u>	上記以外の日	日額 <u>400円</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正)

第17条 芦屋市福祉センターの管理に関する条例（平成22年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第1（第9条関係） 福祉センター施設使用料金表						別表第1（第9条関係） 福祉センター施設使用料金表					
室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）			室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金（円）		
			朝	昼	夜				朝	昼	夜
			午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分				午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分
会議室1	83	36 (72)	<u>3,360</u>	<u>4,480</u>	<u>3,970</u>	会議室1	83	36 (72)	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>3,900</u>
会議室2	57	24	<u>2,340</u>	<u>3,050</u>	<u>2,640</u>	会議室2	57	24	<u>2,300</u>	<u>3,000</u>	<u>2,600</u>
多目的	224	156	<u>7,120</u>	<u>9,570</u>	<u>8,350</u>	多目的	224	156	<u>7,000</u>	<u>9,400</u>	<u>8,200</u>

改正後						改正前					
ホール		(300)				ホール		(300)			
調理・ 実習室	154	調理室31 食事室32	8,860	11,810	10,280	調理・ 実習室	154	調理室31 食事室32	8,700	11,600	10,100
運動室	296	—	4,680	6,210	5,390	運動室	296	—	4,600	6,100	5,300
備考 (略)						備考 (略)					
別表第2 (第10条関係)						別表第2 (第10条関係)					
附属設備等使用料金表						附属設備等使用料金表					
種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考		種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考	
映写	プロジェクター	1式	1,010			映写	プロジェクター	1式	1,000		
音響	多目的ホール音響設備	1式	2,030	マイク, デッキ等を含む。		音響	多目的ホール音響設備	1式	2,000	マイク, デッキ等を含む。	
	会議室1音響設備	1式	1,520	マイクを含む。			会議室1音響設備	1式	1,500	マイクを含む。	
	ワイヤレス拡声器	1式	1,010	マイクを含む。			ワイヤレス拡声器	1式	1,000	マイクを含む。	
備考 (略)						備考 (略)					

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1 (第9条関係)	別表第1 (第9条関係)

改正後				改正前			
老人福祉会館施設使用料金表				老人福祉会館施設使用料金表			
番	室名	収容人員	施設使用料金	番	室名	収容人員	施設使用料金
			夜 午後6時～午後9時30分				夜 午後6時～午後9時30分
1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 1 2, 0 1 0	1	1 1 1 大広間	人 1 4 0	円 1 1, 8 0 0
2	1 1 2 和室	2 0	2, 2 4 0	2	1 1 2 和室	2 0	2, 2 0 0
3	舞台		1, 6 2 0	3	舞台		1, 6 0 0
備考 (略) 別表第2 (第9条の2関係) 附属設備等使用料				備考 (略) 別表第2 (第9条の2関係) 附属設備等使用料			
種別	品名	単位	使用料 (円)	種別	品名	単位	使用料 (円)
照明器具	スポットライト	1 台	8 1 0	照明器具	スポットライト	1 台	8 0 0
音響装置	マイクロホン	1 本	8 1 0	音響装置	マイクロホン	1 本	8 0 0
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	8 1 0		ワイヤレスマイクロホン	1 本	8 0 0
	テープレコーダー	1 台	8 1 0		テープレコーダー	1 台	8 0 0
	レコードプレーヤー	1 台	8 1 0		レコードプレーヤー	1 台	8 0 0
その他	金屏風	1 双	2, 4 4 0	その他	金屏風	1 双	2, 4 0 0
備考 (略)				備考 (略)			

(芦屋市介護保険条例の一部改正)

第19条 芦屋市介護保険条例(平成12年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料) 第 8 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき <u>8 0 円</u> とする。	(保険料の督促手数料) 第 8 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき <u>7 0 円</u> とする。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 0 条 芦屋市国民健康保険条例（昭和 3 8 年芦屋市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料) 第 2 0 条 督促手数料は、督促状 1 通につき <u>8 0 円</u> とする。	(督促手数料) 第 2 0 条 督促手数料は、督促状 1 通につき <u>7 0 円</u> とする。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 1 条 芦屋市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年芦屋市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>80円</u> とする。	(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>70円</u> とする。

(芦屋市霊園使用条例の一部改正)

第22条 芦屋市霊園使用条例(昭和28年芦屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(維持費) 第8条 使用者は、第5条及び第6条の使用料のほかに、霊園の維持管理上必要な経費として、次の区分により毎年維持費を納付しなければならない。			(維持費) 第8条 使用者は、第5条及び第6条の使用料のほかに、霊園の維持管理上必要な経費として、次の区分により毎年維持費を納付しなければならない。		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
普通霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,220円</u>	普通霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,200円</u>
芝生霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,220円</u>	芝生霊園	1平方メートルにつき	年額 <u>1,200円</u>

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)

第23条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(昭和55年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通について <u>80円</u> の督促手数料を徴収する。 5 (略)	(清算金の分割徴収) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通について <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。 5 (略)

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)
 第24条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成30年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料及び延滞金) 第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通について <u>80円</u> の督促手数料を徴収する。 2・3 (略)	(督促手数料及び延滞金) 第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促するときは、督促状1通について <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。 2・3 (略)

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第25条 芦屋市都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前											
別表第4(第10条関係) 1・2 (略) 3 有料公園施設を利用する場合					別表第4(第10条関係) 1・2 (略) 3 有料公園施設を利用する場合											
施設の種類		使用区分	使用料		超過料金		施設の種類		使用区分	使用料		超過料金				
川西運動場	運動場	専用	1時間 <u>720円</u>		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) <u>720円</u>		川西運動場	運動場	専用	1時間 <u>600円</u>		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) <u>600円</u>				
			朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)				1回券 <u>480円</u>	朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 <u>400円</u>	子供(4歳以上小学生以下)
子供(4歳以上小学生以下)	1回券 <u>240円</u>	子供(4歳以上小学生以下)				1回券 <u>200円</u>										
専用	2時間 <u>72,000円</u>	1時間増すごとに(1円(2時間未満は2時間とする。)) <u>36,000円</u>			専用	2時間 <u>60,000円</u>	1時間増すごとに(1円(2時間未満は2時間とする。)) <u>30,000円</u>									

改正後					改正前						
海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 400円		海浜公園	水泳プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 400円	
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 200円					子供（4歳以上小学生以下）	1回券 200円	
		専用	2時間 <u>61,110</u> 円		1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>30,550</u> 円		専用	2時間 <u>60,000</u> 円		1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>30,000</u> 円	
	温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 810円		温水プール	一般	大人（中学生以上）	1回券 800円		
			子供（4歳以上小学生以下）	1回券 400円				子供（4歳以上小学生以下）	1回券 400円		
		回数券（11回）	大人（中学生以上）		<u>8,140</u> 円		回数券（11回）	大人（中学生以上）		<u>8,000</u> 円	
			子供（4歳以上小学生以下）		<u>4,070</u> 円			子供（4歳以上小学生以下）		<u>4,000</u> 円	
		1月使用券	大人（中学生以上）		<u>6,510</u> 円		1月使用券	大人（中学生以上）		<u>6,400</u> 円	
	子供（4歳以上小学生以下）		<u>3,250</u> 円		子供（4歳以上小学生以下）			<u>3,200</u> 円			
	駐車場	(略)					駐車場	(略)			
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間 <u>610</u> 円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>610</u> 円		東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間 <u>600</u> 円	1時間増すごとに（1時間未満は1時間とする。） <u>600</u> 円	

改正後					改正前								
芦屋中 央公園	野球場, 芝生広 場	専用	1時間 <u>1,830円</u>		1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>1,830円</u>		芦屋中 央公園	野球場, 芝生広 場	専用	1時間 <u>1,800円</u>		1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>1,800円</u>	
	駐車場	(略)				駐車場		(略)					
芦屋市 総合公 園	陸上競 技場	一般	大人	1回 <u>480円</u>		芦屋市 総合公 園	陸上競 技場	一般	大人	1回 <u>400円</u>			
			学生(高校 生以下)	1回 <u>240円</u>					学生(高校 生以下)	1回 <u>200円</u>			
		専用	平日 1時間 <u>4,070円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>4,070円</u>		専用		平日 1時間 <u>4,000円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>4,000円</u>				
			日曜日,土曜日及び祝 日法による休日 1時 間 <u>4,880円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>4,880円</u>				日曜日,土曜日及び祝 日法による休日 1時 間 <u>4,800円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>4,800円</u>				
		第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>500円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>500円</u>			第1ス ポーツ コート	専用	平日 1時間 <u>500円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>500円</u>		
				日曜日,土曜日及び祝 日法による休日 1時 間 <u>610円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>610円</u>					日曜日,土曜日及び祝 日法による休日 1時 間 <u>600円</u>	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>600円</u>		
	第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から正 午まで 1時間 <u>2,030円</u> (1時間未満 は1時間とする。)	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>2,030円</u>		第2ス ポーツ コート	専用	平日 午前9時から正 午まで 1時間 <u>2,000円</u> (1時間未満 は1時間とする。)	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>2,000円</u>				
			平日 正午から午後6 時まで 1時間 <u>5,090円</u> (1時間未満 は1時間とする。)	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>5,090円</u>				平日 正午から午後6 時まで 1時間 <u>5,000円</u> (1時間未満 は1時間とする。)	1時間増すごとに(1 時間未満は1時間とす る。) <u>5,000円</u>				

改正後					改正前				
			平日 午後6時から午後10時まで 1時間 <u>6,110円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6,110円</u>				平日 午後6時から午後10時まで 1時間 <u>6,000円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6,000円</u>
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 <u>6,110円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6,110円</u>				日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 <u>6,000円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>6,000円</u>
		一般	<u>1人1時間 500円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>500円</u>			一般	1時間 <u>500円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>500円</u>
	会議室	専用	1時間 <u>1,010円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>1,010円</u>	会議室	専用	1時間 <u>1,000円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>1,000円</u>	
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに <u>100円</u> とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回 <u>2,030円</u> とする。		駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに <u>100円</u> とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回 <u>2,000円</u> とする。		
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 <u>1,520円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>1,520円</u>	芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 <u>1,500円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>1,500円</u>
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 <u>2,030円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>2,030円</u>				日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 <u>2,000円</u>	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) <u>2,000円</u>
	会議室	(略)			会議室	(略)			

改正後				改正前			
	駐車場	(略)			駐車場	(略)	
南緑地	(略)			南緑地	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			
4 有料公園施設の附属設備を利用する場合				4 有料公園施設の附属設備を利用する場合			
施設の種類	設備の種類	金額	超過料金	施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 <u>2,130円</u> (30分未満は30分とする。)	30分につき <u>2,130円</u> (30分未満は30分とする。)	芦屋中央公園	野球場照明	30分 <u>2,100円</u> (30分未満は30分とする。)	30分につき <u>2,100円</u> (30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)		野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円			放送器具	1式 500円	
川西運動場	(略)			川西運動場	(略)		
朝日ヶ丘公園	(略)			朝日ヶ丘公園	(略)		
海浜公園	(略)			海浜公園	(略)		
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)	芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 <u>910円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき <u>910円</u> (1時間未満は1時間とする。)		第2スポーツコート照明	1時間 <u>900円</u> (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき <u>900円</u> (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円			放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 <u>1,010円</u> (1日未満は1日とする。)			展示用ボード	1式 1日 <u>1,000円</u> (1日未満は1日とする。)	

改正後				改正前			
芦屋公園	(略)			芦屋公園	(略)		
5・6	(略)			5・6	(略)		

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2(第5条関係)							別表第2(第5条関係)						
1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料							1 JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料(円)						自転車等の種類	使用料(円)					
	定期使用				一時使用			定期使用				一時使用	
	1月		3月		1日	回数使用 (11回分)		1月		3月		1日	回数使用 (11回分)
	地下1階	地下2階	地下1階	地下2階				地下1階	地下2階	地下1階	地下2階		
自転車	2,030	1,420	5,600	3,870	(略)	自転車	2,000	1,400	5,500	3,800	(略)		
原動機付自転車	3,050	2,130	8,350	5,800		原動機付自転車	3,000	2,100	8,200	5,700			
2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料							2 阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料						
自転車等の種類	使用料(円)						自転車等の種類	使用料(円)					
	定期使用			一時使用				定期使用			一時使用		

改正後					改正前				
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	2,030	5,600	(略)		自転車	2,000	5,500	(略)	
原動機付自転車	3,050	8,350			原動機付自転車	3,000	8,200		
3 阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料					3 阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料				
自転車等の種類	使用料(円)				自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,520	4,270	(略)		自転車	1,500	4,200	(略)	
原動機付自転車	2,540	7,330			原動機付自転車	2,500	7,200		
自動二輪車	(略)				自動二輪車	(略)			
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場2、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料					4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、JR芦屋駅南自転車駐車場1、JR芦屋駅南自転車駐車場2、JR芦屋駅南自転車駐車場4、JR芦屋駅南自転車駐車場6及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料				
自転車等の種類	使用料(円)				自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	1,520	4,270	(略)		自転車	1,500	4,200	(略)	
原動機付自転車	2,540	7,330			原動機付自転車	2,500	7,200		

改正後					改正前				
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料					5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料				
自転車等の種類	使用料（円）				自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	<u>2,030</u>	<u>5,600</u>	(略)		自転車	<u>2,000</u>	<u>5,500</u>	(略)	
原動機付自転車	<u>3,050</u>	<u>8,350</u>			原動機付自転車	<u>3,000</u>	<u>8,200</u>		
自動二輪車	(略)				自動二輪車	(略)			
6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料					6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料				
自転車等の種類	使用料（円）				自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用			定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用 (11回分)		1月	3月	1日	回数使用 (11回分)
自転車	<u>2,030</u>	<u>5,600</u>	(略)		自転車	<u>2,000</u>	<u>5,500</u>	(略)	
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市道路占用料条例の一部改正)

第27条 芦屋市道路占用料条例（昭和29年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(督促手数料及び延滞金) 第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき <u>80円</u> の督促手数料を徴収する。 2・3 (略)	(督促手数料及び延滞金) 第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき <u>70円</u> の督促手数料を徴収する。 2・3 (略)

(芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成8年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3（第6条関係）		別表第3（第6条関係）	
回数券の種類	回数券の金額	回数券の種類	回数券の金額
48度券	10,000円	22度券	5,000円
		48度券	10,000円
備考 (略)		備考 (略)	
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）	
駐車場所	月額料金	駐車場所	月額料金
地下1階	33,000円	地下1階	30,000円
地下2階	29,700円	地下2階	27,000円
地下3階	27,500円	地下3階	25,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(芦屋市市税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市市税条例第12条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例による改正後の芦屋市手数料条例別表5の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例による改正後の芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第4条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
(芦屋市立打出教育文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立打出教育文化センター条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立学校使用条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立学校使用条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立公民館設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立公民館設置条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を

受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際、改正前の芦屋市谷崎潤一郎記念館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立美術博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立美術博物館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例による改正後の芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、令和2年4月1日以後に排出される廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に排出される廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

12 この条例の施行の際、改正前の芦屋市民会館条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

13 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の際、改正前の芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例別表第2の規定は、令和2年4月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

(芦屋市福祉センターの管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の際、改正前の芦屋市福祉センターの管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

19 この条例の施行の際、改正前の芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

20 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第8条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

21 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第20条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 この条例による改正後の芦屋市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市霊園使用条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例による改正後の芦屋市霊園使用条例第8条の規定は、令和2年度以降分の維持費について適用し、令和元年度分までの維持費については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

24 この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例第14条第4項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促

状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

25 この条例による改正後の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例第17条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

26 この条例の施行の際、改正前の芦屋市都市公園条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

27 この条例の施行の際、改正前の芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

28 この条例による改正後の芦屋市道路占用料条例第6条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

29 この条例の施行の際、改正前の芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参 照

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の引上げ分を使用料・手数料等に適正に転嫁するとともに、行政サービスの利用者と非利用者の負担の公平性を確保する観点から、使用料・手数料等の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 消費税及び地方消費税の引上げに伴い、次に掲げる使用料・手数料等の額を引き上げる。

ア 打出教育文化センター関係（第4条関係）

会議室使用料金		改正案(円)	現 行(円)
大会議室	午前9時～正午	4,370	4,300
	午後1時～午後5時	5,090	5,000
	午後6時～午後9時30分	5,700	5,600
小会議室	午前9時～正午	1,420	1,400
	午後1時～午後5時	1,730	1,700
	午後6時～午後9時30分	1,930	1,900
和室	午前9時～正午	2,240	2,200
	午後1時～午後5時	2,540	2,500
	午後6時～午後9時30分	2,850	2,800

イ 公民館関係（第6条関係）

(7) 施設使用料金

室名	改正案(円)			現行(円)		
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分
113室	1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
114室	2,950	3,460	3,760	2,900	3,400	3,700
115室	710	810	1,010	700	800	1,000
116多目的室	3,970	4,680	5,290	3,900	4,600	5,200
211室	1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
212室	1,120	1,320	1,730	1,100	1,300	1,700
213幼児室	1,730	1,930	2,340	1,700	1,900	2,300
214料理室	4,170	4,880	5,600	4,100	4,800	5,500
215美術室	3,150	3,660	4,170	3,100	3,600	4,100
216工芸室	1,620	1,930	2,240	1,600	1,900	2,200
217室	2,540	2,950	3,150	2,500	2,900	3,100
218講義室	3,050	3,560	3,760	3,000	3,500	3,700
219音楽室	8,750	10,380	11,810	8,600	10,200	11,600
219音楽室控室	500	610	710	500	600	700
220和室	1,620	1,930	2,240	1,600	1,900	2,200
展示場	6,310	7,330	7,330	6,200	7,200	7,200

(イ) 附属設備等使用料金

種別	品名	単位	改正案(円)	現行(円)
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	3,000
	ビデオテープレコーダー・ DVDプレーヤー	1台	810	800
音響装置	マイクロホン	1本	810	800
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810	800
	テープレコーダー	1台	810	800
音楽関係	ピアノ	1台	1,830	1,800
	指揮台	1台	610	600
	譜面台	1組	610	600
美術・ 工芸関係	イーゼル	1組	810	800
	モデル台	1式	810	800
	陶芸窯	1式	1,830	1,800
	電動式ろくろ	1組	810	800
	スポットライト	1台	610	600
その他	ロッカー	1区分	910	900
	スチール棚	1区分	1,220	1,200

ウ 体育館・青少年センター使用料関係（第7条関係）

附属設備等使用料金

品名	単位	改正案(円)	現行(円)
アリーナ放送設備	1式	1,010	1,000
アリーナ空調設備	1式	710	700
物品ロッカー（大）	1台	2,030	2,000
物品ロッカー（小）	1台	1,010	1,000

エ 谷崎潤一郎記念館関係（第8条関係）

使用料・手数料名称		改正案(円)	現行(円)
観覧料（特別展示）（1人につき）		1,010 （上限額）	1,000 （上限額）
特別観覧料 撮影 （1点1日につき）	モノクロ（出版等の収入が伴う場合）	1,010	1,000
	カラー（出版等の収入が伴う場合）	2,030	2,000
館外貸出料（1件につき）		10,180 （上限額）	10,000 （上限額）
講義室	午前9時～正午	1,420	1,400
	午後1時～午後5時	1,830	1,800

オ 美術博物館関係（第9条関係）

使用料・手数料名称		改正案(円)	現行(円)
特別展示観覧料（1人につき）		2,030円 （上限額）	2,000 （上限額）
特別観覧料 撮影 （1点1日につき）	モノクロ（出版等の収入が伴う場合）	1,010	1,000
	カラー（出版等の収入が伴う場合）	2,030	2,000
講義室	午前10時～正午	2,850	2,800
	午後1時～午後4時30分	4,370	4,300
	午前10時～午後4時30分	7,230	7,100
体験学習室	午前10時～正午	4,170	4,100
	午後1時～午後4時30分	6,820	6,700
	午前10時～午後4時30分	11,000	10,800

カ 廃棄物の減量及び適正処理関係（第10条関係）

手数料名称		改正案(円)	現 行(円)	
廃棄物処理手数料	し尿汲取手数料	20,370	20,000	
	死獣	大型犬等	3,050	3,000
		中型犬等	2,540	2,500
		小型犬等	2,030	2,000
特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料（市が収集する場合）	冷蔵庫，冷凍庫	7,020	6,900	
	エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機	6,410	6,300	
	テレビジョン受信機	4,270	4,200	
特定家庭用機器再商品化法施行令で定める機械器具の処理手数料（市の施設に搬入する場合）	冷蔵庫，冷凍庫，エアコンディショナー，洗濯機，衣類乾燥機	5,190	5,100	
	テレビジョン受信機	3,660	3,600	

キ 市民会館関係（第11条関係）

(7) 施設使用料金

室名		改正案(円)			現行(円)		
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分
大 ホール	平日	36,660	46,440	55,000	36,000	45,600	54,000
	土日休	41,550	51,330	58,660	40,800	50,400	57,600
小 ホール	平日	9,160	10,380	11,610	9,000	10,200	11,400
	土日休	9,770	11,610	13,440	9,600	11,400	13,200
大楽屋		2,340	2,850	3,050	2,300	2,800	3,000
中楽屋		1,830	2,030	2,240	1,800	2,000	2,200
下手楽屋		1,120	1,320	1,420	1,100	1,300	1,400
小楽屋		1,010	1,120	1,220	1,000	1,100	1,200
上手楽屋		1,120	1,320	1,420	1,100	1,300	1,400
101室		1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
102室		1,220	1,320	1,520	1,200	1,300	1,500
201室		1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
202室		1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
203室		3,660	4,270	4,680	3,600	4,200	4,600
204室		1,320	1,420	1,730	1,300	1,400	1,700
205室		1,320	1,420	1,730	1,300	1,400	1,700
206室		1,010	1,120	1,220	1,000	1,100	1,200
207室		710	810	1,010	700	800	1,000
208室		810	910	1,010	800	900	1,000
301室		5,600	6,620	7,330	5,500	6,500	7,200
302室		1,320	1,420	1,730	1,300	1,400	1,700
303A室		1,320	1,420	1,730	1,300	1,400	1,700
303B室		1,320	1,420	1,730	1,300	1,400	1,700
304室		1,010	1,120	1,220	1,000	1,100	1,200
401室		7,120	8,350	9,570	7,000	8,200	9,400
403室		1,420	1,830	2,030	1,400	1,800	2,000
多目的ホール		6,310	7,330	7,330	6,200	7,200	7,200

(イ) 附属設備等使用料金

場所	種別	品名	単位	改正案(円)	現行(円)
大ホール	舞台装置	せりビット	1式	4,270	4,200
		反響板	1式	6,110	6,000
		所作台	1式	7,940	7,800
		平台	1式	4,270	4,200
		屏風	1双	3,050	3,000
		ひ毛せん	1式	2,440	2,400
		指揮台	1台	810	800
		演台	1台	610	600
	楽器	スタインウェイD型ピアノ	1台	15,880	15,600
		ヤマハCFピアノ	1台	7,940	7,800
	音響装置	音響装置	1式	1,830	1,800
		エレベーターマイクロホン	1本	1,830	1,800
		マイクロホン	1本	1,830	1,800
		ワイヤレスマイクロホン	1本	2,440	2,400
		カセットテープレコーダー	1台	1,830	1,800
		CDデッキ	1台	1,830	1,800
		ステージスピーカー	1式	1,830	1,800
		モニタースピーカー	1台	810	800
	照明装置	シーリングライト	1式	1,830	1,800
		ボーダーライト	1列	1,830	1,800
		サスペンションライト	1列	1,830	1,800
		水平ライト	1列	1,830	1,800
		サイドフロントライト	1式	1,830	1,800
		トーマンタルライト	1式	1,830	1,800
		バックギャラリーライト	1式	3,050	3,000
		センターピンスポットライト	1台	1,830	1,800
		ハロゲンピンスポットライト	1台	1,830	1,800
		エフェクトマシン	1台	1,830	1,800
		スポットライト1KW以下	1台	810	800
		スポットライト1.5KW以下	1台	1,010	1,000
		ソースフォー	1台	1,010	1,000
		ミラーボール	1台	1,830	1,800
		スモークマシン	1台	4,270	4,200
	映写装置	35m/m映写機	1式	9,770	9,600
		16m/m映写機	1式	6,110	6,000
		液晶プロジェクター	1式	3,050	3,000
		DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	810	800
	その他	浴室	1室	1,830	1,800

場所	種別	品名	単位	改正案(円)	現行(円)
小ホール	舞台装置	平台	1式	2,440	2,400
		演台	1台	610	600
	楽器	ヤマハG3ピアノ	1台	4,880	4,800
	照明装置	スポットライト	1式	1,830	1,800
		増設ライト	1台	810	800
	映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	3,000
	音響装置	マイクロホン	1本	1,220	1,200
		ワイヤレスマイクロホン	1本	1,220	1,200
		テープレコーダー	1台	1,220	1,200
		音響装置	1式	1,830	1,800
本館	茶道具	茶用道具	1式	1,830	1,800
		御園棚	1式	3,050	3,000
		毛せん	1式	810	800
	映写装置	液晶プロジェクター	1式	3,050	3,000
		ビデオテープレコーダー・ DVDプレーヤー	1台	810	800
	音響装置	マイクロホン	1本	810	800
		ワイヤレスマイクロホン	1本	810	800
		テープレコーダー	1台	810	800
	その他	金屏風	1双	2,440	2,400
		展示パネル	1式	2,440	2,400
		所作台	1式	4,880	4,800

ク 地区集会所関係（第12条関係）

集会所 部屋		改正案（円）				現行（円）			
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午後11時 ～翌日午前 8時	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午後11時 ～翌日午前 8時
打出 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	1,220	1,520	1,830	3,660	1,200	1,500	1,800	3,600
	D	810	1,010	1,120	—	800	1,000	1,100	—
翠ヶ丘 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	1,120	1,220	1,420	2,850	1,100	1,200	1,400	2,800
	C	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	D	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
竹園 洋室	A	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	1,220	1,520	1,830	3,660	1,200	1,500	1,800	3,600
	D	1,420	1,730	2,030	4,070	1,400	1,700	2,000	4,000
前田 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	D	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
朝日 ヶ丘 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	710	810	1,010	2,030	700	800	1,000	2,000
	D	610	710	810	1,620	600	700	800	1,600
同 和室	A	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
春日 洋室	A	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	B	2,240	2,540	2,950	—	2,200	2,500	2,900	—
	C	610	710	810	—	600	700	800	—
	D	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	E	1,220	1,520	1,830	3,660	1,200	1,500	1,800	3,600
潮見	A	810	1,010	1,120	—	800	1,000	1,100	—
	B	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	C	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	D	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
	E	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
	F	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
浜風	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
	D	610	710	810	—	600	700	800	—
	E	610	710	810	—	600	700	800	—

集会所 部屋		改正案 (円)				現 行 (円)			
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午後11時～ 翌日午前 8時	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午後11時～ 翌日午前 8時
奥池 洋室	A	2,030	2,440	2,850	5,700	2,000	2,400	2,800	5,600
	B	710	810	1,010	2,030	700	800	1,000	2,000
西藏 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	810	1,010	1,120	—	800	1,000	1,100	—
	C	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
大原 洋室	A	810	1,010	1,120	—	800	1,000	1,100	—
	B	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	C	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	D	610	710	810	—	600	700	800	—
	E	1,730	1,930	2,240	4,480	1,700	1,900	2,200	4,400
茶屋 洋室	A	2,030	2,440	2,850	—	2,000	2,400	2,800	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	D	810	1,010	1,120	2,240	800	1,000	1,100	2,200
三条 洋室	A	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	B	710	810	1,010	—	700	800	1,000	—
	C	1,420	1,730	2,030	4,070	1,400	1,700	2,000	4,000
	D	1,420	1,730	2,030	—	1,400	1,700	2,000	—

※ 西藏集会所和室については、洋室への改修に伴い、別途料金改定が必要となるため、第73号議案において改正案を提案している。

ケ 潮芦屋交流センター関係（第14条関係）

(ア) 国際交流センター使用料

室名	改正案 (円)				現 行 (円)			
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時 30分
201室	2,440	1,420	1,420	3,150	2,400	1,400	1,400	3,100
202室	2,440	1,420	1,420	3,150	2,400	1,400	1,400	3,100
203室	2,440	1,420	1,420	3,150	2,400	1,400	1,400	3,100
204室	2,240	1,320	1,320	2,950	2,200	1,300	1,300	2,900
205室	1,320	810	810	1,730	1,300	800	800	1,700
206調理 室・試食室	4,170	2,440	2,440	6,000	4,100	2,400	2,400	5,900

(イ) 潮芦屋集会所使用料

	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30 分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～午 後9時30分
101室	1,730	1,930	2,240	1,700	1,900	2,200
102室	1,220	1,520	1,830	1,200	1,500	1,800
103室	710	810	1,010	700	800	1,000
104和室	1,010	1,120	1,220	1,000	1,100	1,200

(ウ) 附属設備等使用料

品名	改正案(円)	現 行(円)
液晶プロジェクター 1式	2,030	2,000
ブルーレイディスクプレーヤー 1台	1,010	1,000
多目的室音響装置 1式	1,830	1,800
204室, 205室音響装置 1式	1,010	1,000
多目的室ワイヤレスマイクロホン 1本	810	800
CDデッキ 1台	810	800

コ 男女共同参画センター関係 (第15条関係)

室名	改正案(円)			現 行(円)		
	施設使用料金			施設使用料金		
	午前9時30 分～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午前9時30 分～正午	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時
大会議室1	1,620	1,320	1,320	1,600	1,300	1,300
大会議室2	1,320	1,120	1,120	1,300	1,100	1,100

サ 福祉センター関係（第17条関係）

(ア) 福祉センター使用料

室名・区分		改正案(円)	現 行(円)
会議室1	午前9時～正午	3,360	3,300
	午後1時～午後5時	4,480	4,400
	午後6時～午後9時30分	3,970	3,900
会議室2	午前9時～正午	2,340	2,300
	午後1時～午後5時	3,050	3,000
	午後6時～午後9時30分	2,640	2,600
多目的ホール	午前9時～正午	7,120	7,000
	午後1時～午後5時	9,570	9,400
	午後6時～午後9時30分	8,350	8,200
調理・実習室	午前9時～正午	8,860	8,700
	午後1時～午後5時	11,810	11,600
	午後6時～午後9時30分	10,280	10,100
運動室	午前9時～正午	4,680	4,600
	午後1時～午後5時	6,210	6,100
	午後6時～午後9時30分	5,390	5,300

(イ) 附属設備等使用料

品 名	改正案(円)	現 行(円)
プロジェクター	1,010	1,000
多目的ホール音響設備	2,030	2,000
会議室1音響設備	1,520	1,500
ワイヤレス拡声器	1,010	1,000

シ 老人福祉会館関係（第18条関係）

使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
111 大広間	12,010	11,800
112 和室	2,240	2,200
舞台	1,620	1,600
スポットライト	810	800
マイクロホン	810	800
ワイヤレスマイクロホン	810	800
テープレコーダー	810	800
レコードプレーヤー	810	800
金屏風	2,440	2,400

ス 霊園関係（第22条関係）

名 称		改正案(円)	現 行(円)
霊園維持費（普通・芝生）	1平方メートルにつき	1,220	1,200

セ 都市公園条例関係（第25条関係）

(ア) 有料公園施設の利用

使用料・手数料名称			改正案(円)	現 行(円)
海浜公園	水泳プール 専用	2時間	61,110	60,000
		追加1時間ごと	30,550	30,000
	温水プール 一般	大人1回券	810	800
		大人回数券	8,140	8,000
		子供回数券	4,070	4,000
		大人1月使用券	6,510	6,400
		子供1月使用券	3,250	3,200
東浜公園 西浜公園	庭球場	1時間	610	600
中央公園	野球場, 芝生広 場, 専用	1時間	1,830	1,800
総合公園	陸上競技場 専用	平日1時間	4,070	4,000
		土・日・休1時間	4,880	4,800
	第1スポーツコ ート 専用	平日1時間	610	600
	第2スポーツコ ート 専用	平日 午前9時~正午 1時間	2,030	2,000
		平日 正午~午後6時 1時間	5,090	5,000
		平日 午後6時~午後 10時 1時間	6,110	6,000
		土・日・休 午前9時~ 午後10時 1時間	6,110	6,000
	会議室	1時間	1,010	1,000
駐車場	大型自動車 1台・1回	2,030	2,000	
芦屋公園	庭球場 専用	平日 1時間	1,520	1,500
		土・日・休 1時間	2,030	2,000

(イ) 附属設備の利用

使用料・手数料名称		改正案(円)	現行(円)
中央公園	野球場照明 30分	2,130	2,100
総合公園	第2スポーツコート照明 1時間	910	900
	展示用ボード 1式・1日	1,010	1,000

ソ 自転車駐車場関係 (第26条関係)

使用料・手数料名称			改正案(円)		現行(円)	
			定期使用		定期使用	
			1月	3月	1月	3月
J R 芦屋駅北 自転車駐車場	自転車	地下 1階	2,030	5,600	2,000	5,500
		地下 2階	1,420	3,870	1,400	3,800
	原動機付 自転車	地下 1階	3,050	8,350	3,000	8,200
		地下 2階	2,130	5,800	2,100	5,700
阪神芦屋駅南自転車駐車場, 阪神芦屋駅西自転車駐車場, 阪急芦屋川駅南月 若自転車駐車場		自転車	2,030	5,600	2,000	5,500
		原動機付 自転車	3,050	8,350	3,000	8,200
阪神打出駅前自転車駐車場, 阪神打出駅南自転車 駐車場, 阪急芦屋川駅北 自転車駐車場, 阪急芦屋 川駅南松ノ内自転車駐車場, J R 芦屋駅南自転車 駐車場1~4, 6及び9		自転車	1,520	4,270	1,500	4,200
		原動機付 自転車	2,540	7,330	2,500	7,200

(2) 行政サービスの提供に係る費用に対し適正な負担を求めるため、次に掲げる使用料及び手数料の額を引き上げる。

ア 芦屋市手数料条例に規定する手数料関係（第2条関係）

名 称	改正案(円)	現 行(円)
道路幅員証明手数料	360	300円

※ 現行は「その他の事務に関する閲覧又は証明」として300円を徴収している。

イ 芦屋市学校使用料関係（第5条関係）

使用料		時間帯区分	改正案(円)	現 行(円)
講堂	精道小学校 宮川小学校	午前8時～午後5時	3,600	3,000
		午後5時～午後9時30分	4,800	4,000
		午前8時～午後9時30分	8,400	7,000
	その他の 学校	午前8時～午後5時	2,400	2,000
		午後5時～午後9時30分	3,600	3,000
		午前8時～午後9時30分	6,000	5,000
遊戯室	午前8時～午後5時		1,800	1,500
	午後5時～午後9時30分		2,400	2,000
	午前8時～午後9時30分		4,200	3,500
教室その他の室 1教室につき	午前8時～午後5時		1,440	1,200
	午後5時～午後9時30分		2,160	1,800
	午前8時～午後9時30分		3,600	3,000
校庭	午前8時 ～午後5時	午前	1,200	1,000
		午後	1,200	1,000
	午後5時～午後9時30分		1,800	1,500
	午前8時～午後9時30分		3,000	2,500

ウ 体育館・青少年センター使用料関係（第7条関係）

(7) 専用使用

	改正案（円）				現行（円）			
	午前9時～ 午前11時 50分	正午～午後 2時50分	午後3時～ 午後5時 50分	午後6時～ 午後8時 50分	午前9時～ 午前11時 50分	正午～午後 2時50分	午後3時～ 午後5時 50分	午後6時～ 午後8時 50分
競技場	12,240	12,240	12,240	24,480	10,200	10,200	10,200	20,400
剣道場	2,040	2,040	2,040	5,040	1,700	1,700	1,700	4,200
柔道場	2,040	2,040	2,040	5,040	1,700	1,700	1,700	4,200
弓道 場	弓道 使用	2,040	2,040	5,040	1,700	1,700	1,700	4,200
	その他 使用	3,120	3,120	7,320	2,600	2,600	2,600	6,100
控え室	1,680	1,680	1,680	2,640	1,400	1,400	1,400	2,200
多目的室(1)	720	720	720	1,320	600	600	600	1,100
多目的室(2)	1,440	1,440	1,440	2,160	1,200	1,200	1,200	1,800
多目的室(3)	2,400	2,400	2,400	4,080	2,000	2,000	2,000	3,400
大会議室	2,400	2,400	2,400	4,080	2,000	2,000	2,000	3,400
第1会議室	840	840	840	1,560	700	700	700	1,300
第2会議室	720	720	720	1,320	600	600	600	1,100
第1研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	1,300	1,300	1,300	2,000
第2研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	1,300	1,300	1,300	2,000
音楽室	2,160	2,160	2,160	3,000	1,800	1,800	1,800	2,500
多目的 研修室	960	960	960	1,800	800	800	800	1,500

(イ) 一般使用

使用料		改正案(円)	現行(円)
トレーニング室	1回	360	300
	回数券（11枚綴り）	3,600	3,000

エ 廃棄物の減量及び適正処理関係（第10条関係）

使用料・手数料名称		改正案(円)	現 行(円)
廃棄物処理手数料	一般廃棄物	1,080	900
植木剪定廃棄物処理手数料	2t運搬車に2/3を超える積載量	6,000	5,000
	2t運搬車に1/3から2/3までの積載量	3,600	3,000
	2t運搬車に1/3までの積載量	1,800	1,500
一時多量ごみ処理手数料	2t運搬車に2/3を超える積載量	14,400	12,000
	2t運搬車に1/3から2/3までの積載量	9,600	8,000
	2t運搬車に1/3までの積載量	4,800	4,000

オ あしや市民活動センター関係（第13条関係）

	改正案(円)			現 行(円)		
	午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
会議室 A	600	480	480	500	400	400
会議室 B	600	480	480	500	400	400
会議室 C	1,560	1,320	1,320	1,300	1,100	1,100
会議室 D	1,440	1,200	1,200	1,200	1,000	1,000
多目的室	360	240	240	300	200	200
オープンスペース 1	4,200	3,360	3,360	3,500	2,800	2,800
オープンスペース 2	1,080	960	960	900	800	800

カ 潮芦屋交流センター関係（第14条関係）

使用料・手数料名称	改正案(円)	現 行(円)
屋外交流広場 (テニスコートA～C, 各時間帯区分・2時間)	1,440	1,200

キ 市立幼稚園預かり保育料関係（第16条関係）

使用料・手数料名称	改正案(円)	現行(円)
市立幼稚園の預かり保育料 (春季, 夏季及び冬季の休業日)	900	800
市立幼稚園の預かり保育料 (上記以外の日)	450	400

ク 公園等使用料関係（第25条関係）

有料公園施設の利用

使用料・手数料名称			改正案(円)	現行(円)
川西運動場	運動場 専用	1時間	720	600
朝日ヶ丘公園	水泳プール 一般	大人1回券	480	400
		子供1回券	240	200
	水泳プール 専用	2時間	72,000	60,000
		追加1時間ごと	36,000	30,000
総合公園	陸上競技場 一般	大人1回	480	400
		学生1回	240	200

ケ 自動車駐車場関係（第28条関係）

使用料・手数料名称		改正案(円)	現行(円)
JR 芦屋駅北 駐車場 月額料金	地下1階	33,000	30,000
	地下2階	29,700	27,000
	地下3階	27,500	25,000

コ 督促状に係る手数料関係

次に掲げる督促状を発した場合の手数料の額を70円から80円に引き上げる。

- (ア) 市税に係る督促状（第1条関係）
- (イ) 税外徴収金に係る督促状（第3条関係）
- (ウ) 介護保険料に係る督促状（第19条関係）
- (エ) 国民健康保険料に係る督促状（第20条関係）
- (オ) 後期高齢者医療保険料に係る督促状（第21条関係）

- (カ) 阪神間都市計画事業（芦屋市国際文化住宅都市建設事業）第一種市街地再開
発事業の清算金に係る督促状（第23条関係）
- (キ) 阪神間都市計画事業（芦屋市国際文化住宅都市建設事業）第二種市街地再開
発事業の清算金に係る督促状（第24条関係）
- (ク) 道路占用料に係る督促状（第27条関係）

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 令和2年4月1日

(2) 経過措置

ア 2(1)カ及び2(2)エによる改正後の規定は、令和2年4月1日以後に排出される廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に排出される廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

イ 2(1)スによる改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の霊園維持費について適用し、令和元年度までの霊園維持費については、なお従前の例による。

ウ 2(2)アによる改正後の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

エ 2(2)キによる改正後の規定は、令和2年4月以後の月分の預かり保育料について適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

オ 2(2)コの改正後の規定は、令和2年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

カ その他の施設等使用料について、この条例の施行の際、改正前のそれぞれの規定に基づいて使用許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

使用料・手数料等の適正化に係る関係条例 の整備に関する条例の制定について

- 本市が行政サービスの利用者から徴取している使用料・手数料※については、行政サービスの利用者と非利用者との負担の公平性を確保する観点から、現行の「料金水準」が、行政サービスの提供にかかる「コスト」に対して、適切な水準となっているかを検証し、受益と負担の適正化を図る必要。 ※ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金や、負担金や雑入を含む。
- 本年10月の消費税率10%への引上げに際して、消費税引上げ分(8%→10%の2%分)の影響も踏まえ、適切な料金水準となるよう見直しを図る必要。
 - ⇒ 国(総務省)からも、今回の消費税引上げ分の影響については、使用料等に適正に転嫁するよう要請されており、現在、各自治体において検討が進められているところ。
 - ⇒ なお、消費税率8%への引上げ時(H26.4)には、本市において使用料等の見直しは行われていない。

使用料(約1,000件)

(例) 市民センター大ホール使用料(40,800円/休日・午前)、朝日ヶ丘集会所(洋室A)使用料(2,000円/午前)、
美術博物館観覧料(300円/1日)、阪神芦屋駅南自転車駐輪場使用料(2,000円/1ヶ月)

手数料(約600件)

(例) 納税証明発行手数料(300円/1通)、廃棄物処理手数料(900円/100kg)、
官民境界協定等証明発行手数料(300円/1通)

条例改正の基本ルール

(条例改正の基本ルール) … 数多くの使用料等を, 可能な限り統一的な考え方にに基づき見直しを行うために設定

(1) 使用料・手数料の「現行料金」に, 消費税引上げ分の影響を適正に転嫁する観点から,
当該消費税引上げ分を料金に反映※することを基本とする。

※ 現行料金に $110/108$ を乗じた額(10円未満切捨て)とする。

※ 金額が法令等に基づくものや消費税の課税対象ではない行政サービス(非課税取引)に係るものなど, 一定の使用料等を除く。

(2) ただし, 「コスト」と「現行料金」を比較し, 「コスト」が「現行料金」を相当程度上回っている場合※1には,
利用者と非利用者との負担の公平性を確保する観点から, 料金を一定の範囲内※2で引き上げる。

※1 「コスト」が「現行料金」の2倍を超える水準にある場合とする。

※2 激変緩和の観点から, 「現行料金」の1.2倍とする。

(3) なお, 「コスト」が「現行料金」の2倍以内の水準に収まっている場合であっても, 料金の見直しが必要
と判断する場合には, 「現行料金」の1.2倍を上限として, 料金を引き上げる。

(4) 政策的な合理性や近隣自治体とのバランス等によって上記(1)～(3)に依れない場合は, 料金を据え
置くことができる。

その他の事項について

指定管理者が管理する公共施設の利用料金

- ・ 指定管理者が管理する公共施設の利用料金については、直営の公共施設と同様の考え方に基づき利用料金の見直しを検討し、見直しが必要な場合は、条例に定める利用料金の上限額の改正を行う。
- ・ 指定管理者に対する指定管理料や指定管理者による修繕積立金については、利用料金の見直しの状況を踏まえ、所管課と指定管理者との間で別途協議する。

新料金の適用時期

- ・ 新料金は、令和2年4月1日から適用する。
- ・ ただし、令和2年3月31日までに利用者による手続きが完了し、使用許可を得ている使用料については、旧料金とする。
(回数券や定期券についても、令和2年3月31日までに購入している場合は、旧料金とする。)

関係条例の改正方式

手数料・使用料を定めている各条例については、改正の趣旨を同じくしているため、一括条例として改正する。

使用料・手数料等のコストの状況

整備 条例 の 条	参照 2 改正 の内容 の 該当 箇所	条例	名称	市							指定管理者			総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位当たりコスト			単位当たり 現行料金 (円) M	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差		
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	その他 (千円) F	【控除】 控除収入 (千円) G	運営費 (千円) H	【控除】 指 定 管理料 (千円) I	【控除】 その他 収 入 (千円) J		単位 L	コスト (円) L	算式				
1	第4条	(1)ア	芦屋市立打出教育文化センター条例	打出教育文化センター関係	2,081	3,006	1,554	4,192	0	0	0	0	0	0	0	10,833	1㎡当 たりの時間 コスト	18.0	年間原価総額10,833千円÷対 象面積242.25㎡÷年間稼働時 間2,490.50h	9.3	2倍以内
2	第6条	(1)イ(ア)	芦屋市立公民館設置 条例	公民館関係	8,723	8,441	4,432	17,767	0	13	4,190	0	0	0	35,186	1㎡当 たりの時間 コスト	10.3	年間原価総額35,186千円÷対 象面積956.90㎡÷年間稼働時 間3,560.25h	21.8	2倍以内	
3	第8条	(1)エ	芦屋市谷崎潤一郎記 念館条例	谷崎潤一郎記念館関係 観覧料(特別展示)	9,032	0	603	11	18,203	0	87	30,730	18,203	12,482	27,807	1人当 たりの コスト	1,746.8	年間原価総額27,807千円÷年 間利用者数15,919人	1,000.0	2倍以内	
4	第8条	(1)エ	芦屋市谷崎潤一郎記 念館条例	谷崎潤一郎記念館関係 講義室	9,032	0	603	11	18,203	0	87	30,730	18,203	12,482	27,807	1㎡当 たりの時間 コスト	23.2	年間原価総額27,807千円÷対 象面積591.00㎡÷年間稼働時 間2,030.00h	20.0	2倍以内	
5	第9条	(1)オ	芦屋市立美術博物館 条例	美術博物館関係 特別 展示観覧料	10,538	380	2,299	101	74,990	0	573	84,143	74,990	4,721	92,167	1人当 たりの コスト	2,466.5	年間原価総額92,167千円÷年 間利用者数37,368人	2,000.0	2倍以内	
6	第9条	(1)オ	芦屋市立美術博物館 条例	美術博物館関係 講義 室 体験学習室	10,538	380	2,299	101	74,990	0	573	84,143	74,990	4,721	92,167	1㎡当 たりの時間 コスト	16.7	年間原価総額92,167千円÷対 象面積3,402.00㎡÷年間稼働 時間1,624.00h	11.0	2倍以内	
7	第11条	(1)キ(ア)	芦屋市民会館条例	市民会館関係 (ルナ・ ホール)	9,025	9,286	4,876	35,441	0	14	4,610	0	0	0	54,032	1㎡当 たりの時間 コスト	17.0	年間原価総額54,032千円÷対 象面積1,079.00㎡÷年間稼働 時間2,937.50h	21.7	2倍以内	
8	第11条	(1)キ(ア)	芦屋市民会館条例	市民会館関係 (市民会 館)	8,218	7,027	3,689	14,791	0	11	3,488	0	0	0	30,248	1㎡当 たりの時間 コスト	8.0	年間原価総額30,248千円÷対 象面積1,055.90㎡÷年間稼働 時間3,572.00h	15.7	2倍以内	
9	第12条	(1)ク	芦屋市立地区集会所 の設置及び管理に関 する条例	地区集会所関係	341	0	0	0	42,683	0	0	76,445	42,683	47	76,739	1㎡当 たりの時間 コスト	11.4	年間原価総額76,739千円÷対 象面積1,748.28㎡÷年間稼働 時間3,850.00h	9.7	2倍以内	
10	第14条	(1)ケ(ア)	芦屋市立潮芦屋交流 センターの設置及び管 理に関する条例	潮芦屋交流センター関 係(国際交流センター使 用料)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1㎡当 たりの時間 コスト	4.4	年間原価総額41,303千円÷対 象面積2,481.75㎡÷年間稼働 時間3,825.00h	10.1	2倍以内	
11	第14条	(1)ケ(イ)	芦屋市立潮芦屋交流 センターの設置及び管 理に関する条例	潮芦屋交流センター関 係(潮芦屋集会所使用 料)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1㎡当 たりの時間 コスト	4.4	年間原価総額41,303千円÷対 象面積2,481.75㎡÷年間稼働 時間3,825.00h	10.9	2倍以内	
12	第15条	(1)コ	芦屋市男女共同参画 センターの設置及び管 理に関する条例	男女共同参画センター 関係	94	895	0	3,073	0	0	0	0	0	0	4,062	1㎡当 たりの時間 コスト	6.2	令和元年3ヶ月原価総額4,062 千円÷対象面積1,090.43㎡÷ 3ヶ月稼働時間603.50h	10.3	2倍以内	

整備 条例の 条	参照 2 改正 内容の 該当 箇所	条例	名称	市							指定管理者			総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位当たりコスト			単位当たり 現行料金 (円) M	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差	
				人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	その他 (千円) F	【控除】 控除収入 (千円) G	運営費 (千円) H	【控除】 指 定 管理料 (千円) I	【控除】 その他 収 入 (千円) J		単位 L	コスト (円) L	算式			
13	第17条	(1)サ(ア)	芦屋市福祉センターの管理に関する条例	福祉センター関係	7,531	22,102	0	134,725	0	0	0	0	0	0	164,358	1㎡当りの時間コスト	5.9	年間原価総額164,358千円÷対象面積6,481.03㎡÷年間稼働時間4,312.50h	13.3	2倍以内
14	第18条	(1)シ	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例	老人福祉会館関係	0	0	0	5,253	0	4	0	0	0	0	5,257	1㎡当りの時間コスト	11.9	年間原価総額5,257千円÷対象面積191.43㎡÷年間稼働時間2,304.00h	13.8	2倍以内
15	第22条	(1)ス	芦屋市霊園使用条例	霊園関係	9,916	1,926	14,922	31,474	0	0	0	0	0	0	58,238	1㎡当りの時間コスト	0.2	年間原価総額58,238千円÷対象面積37,780.00㎡÷年間稼働時間8,760.00h	0.1	2倍以内
16	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(東浜公園・西浜公園 庭球場)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1㎡当りの時間コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対象面積25,892.00㎡÷年間稼働時間3,570.00h	0.4	2倍以内
17	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(中央公園 野球場 専用)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1㎡当りの時間コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対象面積25,892.00㎡÷年間稼働時間3,570.00h	0.2	2倍以内
18	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(中央公園 芝生広場 専用)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1㎡当りの時間コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対象面積25,892.00㎡÷年間稼働時間3,570.00h	0.2	2倍以内
19	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 会議室)	1	0	0	0	305	0	0	472	305	37	436	1㎡当りの時間コスト	1.4	年間原価総額436千円÷対象面積96.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	10.4	2倍以内
20	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 陸上競技場専用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1㎡当りの時間コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対象面積23,450.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	0.6	2倍以内
21	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 第1スポーツコート専用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1㎡当りの時間コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対象面積23,450.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	0.5	2倍以内
22	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 第2スポーツコート専用)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1㎡当りの時間コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対象面積23,450.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	0.4	2倍以内
23	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(総合公園 駐車場)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1㎡当りの時間コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対象面積23,450.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	8.3	2倍以内
24	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(芦屋公園 庭球場 専用)	7,531	0	0	279	0	0	0	50,936	0	33,424	25,322	1㎡当りの時間コスト	0.8	年間原価総額25,322千円÷対象面積7,295.21㎡÷年間稼働時間4,296.00h	2.2	2倍以内
25	第25条	(1)セ(ア)	芦屋市都市公園条例	都市公園条例関係(海浜公園)	3,766	0	1,309	0	0	0	12,000	124,514	0	94,831	22,758	1人当たりのコスト	291.8	年間原価総額22,758千円÷年間利用者数77,999人	800.0	2倍以内

	整備 条例の条	参照 2 改正 内容の 該当 箇所	条例	名称	市							指定管理者			総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位当たりコスト			単位当たり 現行料金 (円) M	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
					人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	その他 (千円) F	【控除】 控除収入 (千円) G	運営費 (千円) H	【控除】 指 定 管理料 (千円) I	【控除】 その他 収 入 (千円) J		単位 L	コスト (円) L	算式		
26	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(阪急芦屋川南月若自転車駐車場)	301	0	0	0	0	0	534	4,142	0	0	3,909	1㎡当たりの時間コスト	2.7	年間原価総額3,909千円÷対象面積253.08㎡÷年間稼働時間5,776.00h	3.7	2倍以内
27	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(阪神打出駅前自転車駐車場)	301	0	0	0	0	0	1,201	9,320	0	0	8,420	1㎡当たりの時間コスト	2.2	年間原価総額8,420千円÷対象面積683.05㎡÷年間稼働時間5,595.50h	2.8	2倍以内
28	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(JR芦屋駅北自転車駐車場)	602	0	0	0	0	0	3,068	23,811	0	0	21,345	1㎡当たりの時間コスト	1.4	年間原価総額21,345千円÷対象面積2,266.92㎡÷年間稼働時間6,498.00h	3.2	2倍以内
29	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(阪神芦屋駅西自転車駐車場・南自転車駐車場)	301	0	0	0	0	0	4,536	35,201	0	0	30,966	1㎡当たりの時間コスト	2.2	年間原価総額30,966千円÷対象面積2,533.13㎡÷年間稼働時間5,595.50h	3.8	2倍以内
30	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(阪急芦屋川駅北駐車場・阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場)	602	0	0	0	0	0	1,734	13,459	0	0	12,327	1㎡当たりの時間コスト	2.1	年間原価総額12,327千円÷対象面積1,040.19㎡÷年間稼働時間5,595.50h	2.8	2倍以内
31	第26条	(1)ソ	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	自転車駐車場関係(JR芦屋駅南自転車駐車場1~4, 6及び9)	2,410	0	0	0	0	0	2,268	17,602	0	0	17,744	1㎡当たりの時間コスト	2.3	年間原価総額17,744千円÷対象面積1,379.71㎡÷年間稼働時間5,595.50h	2.8	2倍以内
32	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条例	芦屋市学校使用料関係(講堂 その他の学校)	2,984	11,405	235	6,521	0	0	0	0	0	0	21,145	1㎡当たりの時間コスト	8.9	年間原価総額21,145千円÷対象面積1,170.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.2	2倍超
33	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条例	芦屋市学校使用料関係(校庭)	959	16,020	563	4,523	0	0	0	0	0	0	22,065	1㎡当たりの時間コスト	1.2	年間原価総額22,065千円÷対象面積9,100.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.2	2倍超
34	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条例	芦屋市学校使用料関係(講堂 精道小学校)	959	17,180	367	4,493	0	0	0	0	0	0	22,999	1㎡当たりの時間コスト	12.3	年間原価総額22,999千円÷対象面積919.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.4	2倍超
35	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条例	芦屋市学校使用料関係(教室その他の室1教室につき)	959	17,180	367	4,493	0	0	0	0	0	0	22,999	1㎡当たりの時間コスト	4.7	年間原価総額22,999千円÷対象面積2,423.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	1.1	2倍超
36	第5条	(2)イ	芦屋市立学校使用条例	芦屋市学校使用料関係(遊戯室)	663	1,283	375	399	0	0	0	0	0	0	2,720	1㎡当たりの時間コスト	6.7	年間原価総額2,720千円÷対象面積198.00㎡÷年間稼働時間2,040.00h	0.8	2倍超
37	第7条	(2)ウ(ア)	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例	体育館・青少年センター使用料関係	7,531	0	981	495	32,590	0	0	81,141	32,590	26,620	63,528	1㎡当たりの時間コスト	6.1	年間原価総額63,528千円÷対象面積2,591.90㎡÷年間稼働時間4,008.00h	3.0	2倍超
38	第10条	(2)エ	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係(廃棄物処理手数料)	31,229	89,854	25,712	462,172	0	2,158	0	0	0	0	611,125	1kg当たりのコスト	21.2	年間原価総額611,125千円÷年間処理量28,842,130kg	9.0	2倍超

	整備 条例の条	参照 2 改正 の内容の 該当 箇所	条例	名称	市							指定管理者			総コスト (千円) (A~F)-G+ H-(I~J)	単位当たりコスト			単位当たり 現行料金 (円) M	単位当たり のコスト(L) と現行料金 (M)の格差
					人件費 (千円) A	光熱水費 (千円) B	修繕費 (千円) C	物件費 (千円) D	指 定 管理料 (千円) E	その他 (千円) F	【控除】 控除収入 (千円) G	運営費 (千円) H	【控除】 指 定 管理料 (千円) I	【控除】 その他 収 入 (千円) J		単位	コスト (円) L	算式		
39	第10条	(2)エ	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係(植木剪定廃棄物処理手数料)	3,991	187	55	1,364	0	47	0	0	0	0	5,644	1kg当たりのコスト	104.1	年間原価総額5,644千円÷年間処理量54,230kg	2.5	2倍超
40	第10条	(2)エ	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係(一時多量ごみ処理手数料)	14,083	187	55	1,364	0	47	0	0	0	0	15,736	1kg当たりのコスト	83.0	年間原価総額15,736千円÷年間処理量189,660kg	6.0	2倍超
41	第13条	(2)オ	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例	あしや市民活動センター関係	4,429	0	0	0	31,778	0	0	37,211	31,778	2,463	39,177	1㎡当たりの時間コスト	66.0	年間原価総額39,177千円÷対象面積255.00㎡÷年間稼働時間2,328.00h	10.4	2倍超
42	第14条	(2)カ	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例	潮芦屋交流センター関係(屋外交流広場)	8,284	0	0	621	21,046	0	242	37,466	21,046	4,826	41,303	1㎡当たりの時間コスト	4.4	年間原価総額41,303千円÷対象面積2,481.75㎡÷年間稼働時間3,825.00h	1.1	2倍超
43	第16条	(2)キ	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	市立幼稚園預かり保育料関係	42,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,728	1人当たりのコスト	2,147.7	年間原価総額42,728千円÷年間利用者数19,895人	400.0	2倍超
44	第25条	(2)ク	芦屋市都市公園条例	公園等使用料関係(総合公園 陸上競技場一般)	1,642	0	5,882	0	30,101	0	0	46,622	30,101	3,630	50,516	1㎡当たりの時間コスト	0.7	年間原価総額50,516千円÷対象面積23,450.00㎡÷年間稼働時間3,213.00h	0.1	2倍超
45	第25条	(2)ク	芦屋市都市公園条例	公園等使用料関係(朝日ヶ丘公園 水泳プール)	3,766	0	0	101	14,279	0	0	26,114	14,279	8,606	21,375	1人当たりのコスト	852.9	年間原価総額21,375千円÷年間利用者数25,061人	400.0	2倍超
46	第25条	(2)ク	芦屋市都市公園条例	公園等使用料関係(川西運動場)	3,766	0	670	851	10,945	0	0	24,247	10,945	2,485	27,049	1㎡当たりの時間コスト	0.3	年間原価総額27,049千円÷対象面積25,892.00㎡÷年間稼働時間3,570.00h	0.1	2倍超
47	第28条	(2)ケ	芦屋市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例	自動車駐車場関係	3,518	5,315	64	31,651	0	1,909	1,909	0	0	0	40,548	1㎡当たりの時間コスト	2.3	年間原価総額40,548千円÷対象面積2,046.96㎡÷年間稼働時間8,760.00h	41.1	2倍以内

手数料のコストの状況

	整備条例 の条	参照 2 改正 の内容の 該当箇所	条例	名称	単位	人件費 (円)	消耗品・ 印刷経費 (円)	物件費 (円)	その他 (円)	総コスト (円) (A~D)	現行料金 (円)	単位当たり のコスト(E) と現行料金 (F)の格差
						A	B	C	D	E	F	
1	第10条	(1)カ	芦屋市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係 (廃棄物の減量及び適正処理関係 (し尿汲取手数料))	1件当たりのコスト	1,188.0	18.3	101.9	36,532.0	37,840.2	20,000	2倍以内
2	第10条	(1)カ	芦屋市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係 (廃棄物の減量及び適正処理関係 (死獣))	1件当たりのコスト	3,432.0	50.9	50.9	37.7	3,571.5	3,000	2倍以内
3	第10条	(1)カ	芦屋市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例	廃棄物の減量及び適正処理関係 (特定家庭用機器再商品化法施行 令で定める機械器具の処理手数料)	1件当たりのコスト	2,640.0	0.0	0.0	0.0	2,640.0	3,600	2倍以内
4	第2条	(2)ア	芦屋市手数料条例	道路幅員証明手数料	1件当たりのコスト	4,290.0	1.2	0.0	0.0	4,291.2	300	2倍超
5	第1条	(2)コ	芦屋市市税条例	督促状に係る手数料関係	1件当たりのコスト	6.6	6.0	70.3	19.9	102.8	70	2倍以内